

被災した中小企業・小規模事業者への 利子補給制度の創設について

令和8年熊本地震で被災した市内の中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害関連の融資制度を活用した事業者に対し、市が利子を補給する制度です。 ※9月議会追加提案予定

1. 対象融資

- ①金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)
 - ②金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対象枠(令和8年熊本地震枠))
 - ③小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)
 - ④日本政策公庫 災害貸付・災害復旧貸付【追加】
- } 県の融資制度

※いずれも令和8年7月28日(融資申込日)から令和8年12月31日(貸付実行日)までに融資の申込み・実行が行われたものが対象

2. 利子補給期間

融資実行後 3年間

3. 補助率

- ①～③:10/10
- ④:上限20万円/年

4. 効果・メリット

●廃業防止・事業の継続

資金繰りの負担を軽減することで、廃業の防止と事業継続を支援

●早期の事業再建

復旧補助金を受けるまでのつなぎ資金を確保し、早期の事業再建を後押し

●雇用の維持

事業の再開・継続により、地域の雇用を維持

●地域経済サプライチェーンの維持

地域の主要企業の復旧長期化の影響を受ける関連事業者の資金繰りを強力に支援し、地域経済サプライチェーンを維持

